

## 千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）学則第67条の規定により、本学の学生に係る授業料の減額及び免除（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学費負担者」とは、授業料を負担すべき学生本人及び主たる生計の維持者（以下「生計維持者」という。）又は保証人をいう。
- (2) 「学業成績等」とは、学生の学業成績、学習態度、行動その他の生活態度をいう。

(授業料の減免対象者)

第3条 学長は、学費負担者が次の各号の一に該当し、かつ、学生本人の学業成績等が優秀と認められるときは、授業料を減免することができる。ただし、留年者、学士入学者及び正当な理由がなく、独立行政法人日本学生支援機構奨学金又は千葉県保健師等修学資金貸付金その他本学が募集又は推薦の事務を取り扱う奨学制度に対し受給申請等をしない者については、減免の対象としない。

- (1) 申請期限日前1年以内において、風水害等の重大な災害を受けたため、授業料の納入が経済的に困難と認められる者。
- (2) 生活保護法による生活保護世帯又は、市町村民税非課税世帯である者。
- (3) 申請期限日前1年以内において、学費負担者が死亡したことにより、授業料の納入が経済的に困難と認められる者。
- (4) 母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭、その他授業料の納入が著しく困難と認められる者。

(授業料の減免の額及び期間)

第4条 授業料の減免の額は、減額にあつては当該期の授業料の半額を、免除にあつては当該期の授業料の全額を免除とする。

2 授業料の減免は、本学学則に規定する前期及び後期ごとに行う。

(授業料の減免申請)

第5条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（別記第1号様式）に別表第1の各書類を添付し学長に提出しなければならない。

2 過去において第10条第1項第1号又は第2号の規定により減免の取消しを受けた者は、再度、減免申請することはできない。

(授業料の減免の申請期限)

第6条 授業料の減免申請は、前期分については4月20日、後期分については9月20日までに行わなければならない。

ただし、第3条第1号の規定による申請については、災害等発生後6か月以内に行うものとする。

(減免申請に係る徴収の猶予)

第7条 授業料の減免を申請した者に対する授業料の徴収は、当該申請に係る減免が決定するまでの間、猶予するものとする。

(減免の決定)

第8条 授業料の減免の決定は、学生委員会の審査を経て学長が行う。

2 学長は、前項の決定をしたときは、当該決定の内容に応じ、申請者に対しそれぞれ次の各号に掲げる様式により通知するものとする。

授業料の減免等

ア 授業料免除決定通知書(別記第2号様式)

イ 授業料減額決定通知書(別記第3号様式)

ウ 授業料減免通知書(別記第4号様式)

(授業料の減免の辞退)

第9条 授業料の減免を受けている者は、減免の期間内において、減免を受ける必要がなくなったときは、直ちに授業料減額(免除)辞退届(別記第5号様式)を学長に提出し、残余期間の授業料を納入しなければならない。

(減免の決定取消し)

第10条 学長は、授業料の減免を受けている者が次の各号の一に該当する場合は、学生委員会の審査を経て減免の決定を取り消すとともに、各号に定める授業料を納入させるものとする。

(1) 申請に当たり提出した書類に虚偽の事項を記載していたとき。

決定された減免の額の全額。

(2) 懲戒処分を受けたとき。

当該懲戒処分を受ける原因が発生した日の属する月の翌月分から。

(3) 減免を必要とする事由が消滅したことが明らかになったとき。

当該事由が消滅した日の属する月の翌月分から。

(4) 授業料の減額の決定を受けた者が、正当な理由なく、納入すべき授業料を納付期限までに納付しなかったとき。

決定された授業料の減額の額の全額

2 学長は、減免を取り消したときは、授業料減免取消通知書(別記第6号様式)により減免を受けていた者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

項 目	提 出 書 類	備 考
第 3 条 第 1 号 の 場 合	1 家庭調書（別記様式第 7 号） 2 羅災証明書 3 所得額又は納税額を証明する書類 4 その他学長が必要と認める書類	・市町村長等発行 ・給与支払者又は市町村長発行のもの
第 3 条 第 2 号 の 場 合	1 家庭調書（別記様式第 8 号） 2 生活保護費受給証明書又は、市町 村民税非課税証明書 3 所得額又は納税額を証明する書類 4 その他学長が必要と認める書類	・給与支払者又は市町村長発行のもの
第 3 条 第 3 号 の 場 合	1 家庭調書（別記様式第 8 号） 2 戸籍謄本 3 所得額又は納税額を証明する書類 4 その他学長が必要と認める書類	・給与支払者又は市町村長発行のもの
第 3 条 第 4 号 の 場 合	1 家庭調書（別記様式第 8 号） 2 資産状況を証明する書類 3 戸籍謄本 4 所得額又は納税額を証明する書類 5 その他学長が必要と認める書類	・給与支払者又は市町村長発行のもの ・病院の診断書等

授業料減免申請書

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者	第 学年	学科	(専攻)
	(住 所)		
	(氏 名)		印
保証人	(住 所)		
	(氏 名)		印

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり授業料を免除されますよう申請いたします。

1 授業料の額 (平成 年度 前期分・後期分)

2 免除申請額

3 理 由

- (1) 申請期限日前1年以内の重大な災害等により生活に困窮
- (2) 生活保護法による生活保護世帯又は、市町村民税非課税世帯
- (3) 学費負担者の入学前1年以内の死亡
- (4) 母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭、その他授業料の納入が著しく困難  
(具体的理由)

[ ]

(5) 千葉県立保健医療大学特別聴講学生規程第7条の2第1項該当

4 奨学金等の受給

- (1) 奨学金等の名称
- (2) 受給状況 受給中・申請予定 ( 年 月 ) ・その他 ( )

注1 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

注2 「理由」欄は、該当する項目番号を○で囲むこと。なお、(4)に該当する場合には、その具体的な理由を併せて記載すること。

注3 「受給状況」欄は、該当する事項を○で囲むこと。なお、申請予定に該当する場合は ( ) 内に申請予定年月を、その他に該当する場合は同じ ( ) 内に具体的な状況を、それぞれ併せて記載すること。

## 授業料免除決定通知書

第 年 月 日  
第 号

第 学年 学科 (専攻)  
様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のあった 年度授業料( 期)の減免については、千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

なお、減免の必要がなくなったときは、直ちに同規程第9条の規定により授業料減免辞退届を提出し、残余期間の授業料を別に指示する期日までに納入してください。

### 記

1 減免の額 全額免除

2 減免の期間 年 月 日から 年 月 日まで

## 授業料減額決定通知書

第 年 月 日  
第 年 月 日

第 学年 学科 (専攻)  
様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のあった 年度授業料( 期)の減免については、千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

なお、減免の必要がなくなったときは、直ちに同規程第9条の規定により授業料減免辞退届を提出し、残余期間の授業料を別に指示する期日までに納入してください。

### 記

- 1 減免の額 半額( 円)に減額する。
- 2 減免期間 年 月から 年 月まで
- 3 納入期限 年 月 日

授業料減免通知書

第 年 月 日 号  
第 学年 学科 (専攻)  
様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のあった 年度授業料( 期)の減免については、不許可となりましたので千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第8条の規定により通知します。

なお、授業料は、下記のとおり納付してください。

記

1 金額 円

2 納期限 年 月 日

授業料減額（免除）辞退届

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者 (本人)	第 学年 氏 名 住 所	学科	(専攻) 印
保証人	氏 名 住 所		印

このたび、下記のとおり授業料の減免事由が消滅したので、千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 減免の額 円
- 2 減免決定期間 年 月から 年 月まで
- 3 減免辞退理由



## 授業料減免取消通知書

第 年 月 日  
号

第 学年 学科 (専攻)  
様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第10条の規定により、下記1のとおり減免を取消ししたので通知します。

なお、授業料は、下記2のとおり納入してください。

### 記

#### 1 減免の取消し

- (1) 取消理由
- (2) 取消内容
- (3) 取消金額 円

#### 2 納付する授業料

- (1) 金額 円
- (2) 納期限 年 月 日

家 庭 調 書

家族及び所得 別 主たる家計支持者 ○印	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	現在の職業	在職期間	在職期間年	勤務先・役職名	給与所得の収入金額(税込)千円	所得金額(税込)千円
		父	*父死亡・生別又は無職の場合 その年月( )理由( )							
		母								
	就学者	続柄	氏 名	年齢	在学学校名	学年	奨学金等の貸与の有無(現在)	通学区分(小中学生は除く)		
		本人					*有・無	*自宅・自宅外		
							*有・無	*自宅・自宅外		
							*有・無	*自宅・自宅外		
	収入状況	給与所得		*商・工・林・水産業所得		農 業 所 得 〔1反=約10アール(a)〕		その他の職業・及び雑所得		
(単位:千円) (収入金額をそれぞれ 記入のこと) 給料・賃金(賞与を含む) 役員報酬(賞与を含む) 専従者給与 年金・恩給 扶 助 料 そ の 他		(同族会社の場合) 役 員 名 (うち2親等内の血族) 名 営業種目( ) *卸・小売 (設備) 機 械 車 輛 その他 従事者 家族 人 使用人 人		(単位:千円) 〔農作物〕 作付面積a収入金額 米・麦・雑穀 野 菜 果 実・園芸 そ の 他 〔養蚕・養鶏・畜産・酪農・ その他〕 内容 金額 その他の副業 内容 金額		(単位:千円) 〔その他の農業収入〕 (種 ) 職 〔その他の雑収入〕 利子・配当 家賃・地代 内職収入 他からの補助 生活保護法による扶助 失業保険 そ の 他 ( )				
収入金額(税込) 千円		売上高 必要経費 売上品原価 営業経費 千円		収入金額 従事者 家族 人 使用人 人 必要経費 千円		収入金額計 必要経費				
所得金額(税込) 千円		所得金額又は利益金額 (税込) 千円		所得金額(税込) (うち自家消費分) 千円 千円		所得金額(税込) 千円				
上以 記外 所得	*退職金・退職一時金・保険金・資産譲渡・山林所得 その他 金額 千円		資 産	預貯金 宅地 農地 有価証券 千円 m <sup>2</sup> a 千円 m <sup>2</sup>		山 林 a 家 屋 m <sup>2</sup>				

災 害 等 の 発 生 状 況	建物 住家・店舗等	1) 被害のあった物件の規模  2) 被害の程度及び被害金額等
	土地・工作物・設備等	1) 被害のあった物件の規模  2) 被害の程度及び被害金額等
損害保険の 加入状況		
今後の処置		

家庭調書

家族及び所得 別居者 ×印 主たる家計支持者 ○印	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	在職期間年	勤務先・役職名	給与所得の収入金額(税込)千円	所得金額(税込)千円	
		父									
		*父死亡・生別又は無職の場合 その年月( )理由( )									
		母									
	就学者	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	奨学金等の貸与の有無(現在)	通学区分(小中学生は除く)			
		本人					*有・無	*自宅・自宅外			
							*有・無	*自宅・自宅外			
							*有・無	*自宅・自宅外			
	収入状況	給与所得		*商・工・林・水産業所得		農業所得 [1反=約10アール(a)]		その他の職業・及び雑所得			
(単位:千円) (収入金額をそれぞれ記入のこ と) 給料・賃金(賞与を含む) 役員報酬(賞与を含む) 専従者給与 年金・恩給 扶助料 その他		(同族会社の場合) 役員名 (うち2親等内の血族) 名 営業種目( ) *卸・小売 (設備) 機械 車輛 その他 従事者家族 使用人		(単位:千円) 〔農作物〕 作付面積a収入金額 米・麦・雑穀 野菜 果実・園芸 その他 〔養蚕・養鶏・畜産・酪農・ その他〕 内容金額 その他の副業 内容金額		(単位:千円) 〔その他の農業収入〕 (職種 ) 収入金額 〔その他の雑収入〕 利子・配当 家賃・地代 内職収入 他からの補助 生活保護法による扶助 失業保険 その他 ( )					
収入金額(税込) 千円		売上高 必要経費 売上品原価 営業経費 千円		収入金額 従事者家族 使用人 人 必要経費 人 千円		収入金額計 必要経費					
所得金額(税込) 千円		所得金額又は利益金額 (税込) 千円		所得金額(税込) 千円 (うち自家消費分) 千円		所得金額(税込) 千円					
上以 記外 所得	*退職金・退職一時金・保険金・資産譲渡・山林所得 その他 金額 千円			資 産	預貯金 千円 宅地 m <sup>2</sup> 農地 a 有価証券 千円		山林 a 家屋 m <sup>2</sup>				

家計支持者の 住居の種類	持家	借家	間借	アパート	官公住宅	その 千円
家賃等(月額)		千円	千円	千円	千円	千円

	氏名	疾病名・原爆被爆	手帳番号	疾病期間・程
障 害 疾 病 被 爆 関 係 事 項		*身体障害・公害疾病 心神喪失・精神薄弱 原爆被爆(障害の有無) 長期療養・就床 ( )		年 月から *入 院 通 院 自宅就床 要 介 護

一 箇 月 あ た り の 平 均 生 活 費	収 入	家からの送金 千円 (定職 千円) アルバイト 千円 日本学生支援機構奨学金 (第一種・第二種) 千円 その他の奨学金 千円 その他 千円	支 出	食 費 千円 住 居 費 千円 交 通 費 千円 教養娯楽費 千円 諸 雑 費 千円	書 籍 費 千円 学 用 品 費 千円 そ の 他 千円
		計		計	支出 総計

本人住居の種類	家計支持者 と同じ	借家	アパート	下宿	その 千円
間代・下宿料 (月額)	_____	千円	千円	千円	千円